

輪中の災害と治水

— 宝曆治水以降の水論について —

伊 藤 安 男

(一) はじめに

木曾三川の合流する西濃平野は古来より洪水常習地域として知られてきた、そのためこの地方の人々は洪水への対応として、囲堤型態—輪中堤—(Ring Levee or Polder Levee)を築造してきた。

この特異な景観をもつ輪中地域の歴史は治水史そのものである。その輪中治水史のなかでも特筆さるべきものが宝曆治水—薩摩の御手伝普請—と明治改修工事—デレーケの三川分流—である。

なかでも宝曆治水は封建時代の庄政下の哀史、薩摩義士の物語として広く知られるところである。しかし宝曆治水工事の実際的な効果となると、いささか疑問をもたざるを得ない。それは洪水回数を調査してみると明白となり、ある地域によっては寧ろ破堤回数が多くなっているのである。この事実をどう把握するか、様々な要因の考えられるうち、この工事が妥協点にたった治水であることに起因することが多い。即ちこの地方の水害解決は木曾・長良・揖斐の三川の合流を、分流すべきであると紀州流の治水家、井沢弥惣兵衛為永が美濃郡代兼帯を命ぜられ享保年間に、三川分



第1図 大樽川洗堰以降の周辺輪中の水論

121 輪中の災害と治水

A～大樽川洗堰	喰違洗堰 締切洗堰	寛延4年(1751)
		宝暦4年(1754)
B～松枝輪中畑繫堤		文化2年(1805)
C～島輪中定杭約定		天保2年(1831)
D～中須輪中納得金約定		安政7年(1860)
E～堤外地集落移転		
F～五六輪中逆水樋門		宝暦7年(1757)
G～桑原輪中三ツ分御普請		明和5年(1768)

1～合渡輪中	2～加納輪中	3～五六輪中
4～墨俣輪中	5～大垣輪中	6～森部輪中
7～福束輪中	8～高須輪中	

あ～大樽川	い～長良川
う～揖斐川	え～中須川
お～境川	か～五六川
き～伊自良川	

(伊藤安男原図)

流治水工事計画を幕府に建言している。また延享年間には高須輪中四十ヶ村の村々も三川分流の治水工事実施を歎願している⁽¹⁾。そしてこのような背景のもとに宝暦の御手伝普請が始まるが、当初は井沢為永の三川分流計画を踏襲しようとしたが、輪中地域特有の複雑な水論が絡む利害関係より結果的には妥協点にたった治水工事となっていくのであった、いうならば不調和な治水であり様々なマイナス面をもっていたのである。

筆者はこの点に焦点を絞り宝暦治水を再評価しつつ、とくに宝暦治水工事の二大事業のひとつ、大樽川洗堰以降の長良川流域をフィールドとした洪水災害について述べてみたい。人間による自然改変 (Man made of Nature) が、ある地域の洪水被害を増大させることとなった不調和な開発と、それに伴う様々な水論と慣行を歴史地理学的な面よりアプローチしつつ、現在のプロジェクトのあり方に資したい。

(二) 大樽川洗堰築造の経緯

福束輪中と高須輪中との間を西南流して長良川より揖斐川に流入する河川、大樽川は一種の人工河川である。即ち木曾川と長良川の合流した成戸（現岐阜県海津郡海津町成戸）以北の長良川筋、具体的には現在の長良川右岸の海津郡平田町勝賀・野寺・野市場・野池はもともと破堤入水することが多かった。例えば元和二年（一六一六）蛇池が破堤入水、同年八月にも再び破堤、翌三年にようやく修築するが同年五月再び破堤入水するという状況であった。そこで人々は洪水調節として出水時に長良川の水量を分水させるため、蛇池の上流約三軒の東大鋸（現岐阜県安八郡輪之内町）より長良川を分流して今尾（現海津郡平田町）にて揖斐川に注ぐ新規堀割、大樽川を元和五年（一六一九）を開きくした⁽²⁾。

この大樽川の開削は長良川筋の輪中の村々を洪水から守る上に大きな福音をもたらしたが、反対に揖斐川筋の村々には逆に禍をもたらすこととなるのである。これは長良川より揖斐川は約二・五米河床が低いため、出水時には大樽川を導水路として長良川の水が揖斐川に奔流し、合流点の今尾以北では逆流現象 (Back Water) による水位の上昇のため破堤入水の水害が激化することとなり、輪中の複雑な水力学 (みずりきがく) をみせ、これより障村 (さわり) と益村 (えき) との水論がはてしなく続くのである。

揖斐川筋の福束・多芸・高須の各輪中の障り村々はその水害対策として、長良川の水が大樽川に流入するのを制限すべく流頭部に自普請による喰違堰を築くことを笠松郡代、多良水行奉行両役所に願出、寛延四年 (一七五一) に喰違洗堰を構築する⁽³⁾。

さらに数年後、かの有名な宝暦治水の大樽川の工事となるが、当初は締切本堤にするか、締切洗堰にするか、未決のまま宝暦五年を迎えるが、長良川筋の村々より「締切本堤にすれば長良川沿岸の村々の堤塘への水当り強くなり、洪水の際、堤防決壊の患いを免がれないので、ぜひ洗堰にせられたし」ことを強く願出たこと、また「締切本堤にすれば洪水の際維持むつかしく」と洗堰施工に評議を決定し普請施行の伺書を提出している⁽⁴⁾。

このような経緯をもって宝暦五年 (一七五五) 大樽川の締切洗堰 (溢流堤) が完成するのである。

(三) 洗堰以降の水論

洗堰築造以降、長良川の常水位が上昇し、様々な水災が生じてくることは多くの史料により知ることができる。ただ具体的にどの程度水位が上昇したのか、積極的な資料がなく知るよしもないが、常水位の上昇を実証するものに堤

外地集落の移転がある。

洗堰以前の長良川右岸の穂積輪中の堤外地に戸数百戸ほどの渡津集落、前野村が立地していたが、水位上昇にともなう水害被害が増大していくため、堤内に移転をし始め明治初期には全く消失していく例がある(6)。

また五六輪中群では長良川に流入する中川・五六川・犀川の悪水路が長良川常水位上昇による排水能力が低下したのみならず、長良川出水時には逆流して内水氾濫する湛水災害が常習化し、逆水樋門を構築して災害防禦する必要にせまられてくる。また対岸の桑原輪中では常水位時でも排水能力が低下し、排水路を増設分割するなど周辺の長良川流域の輪中に多種多様の水災が惹起され、その水論をめぐる対立抗争が続くのである。

さらに洗堰築造にともなう長良川常水位の上昇は当然支派川にも大きな影響をもたらした。従来完全囲堤の水除堤(みずよげ)をもたなかった村々にも水害被害が増大し、新規に水除堤を築立る必要にせまられてくる。このような水位上昇による災害は内水氾濫のみにとどまらず、当然外水氾濫にも大きく結びつくのである。事実洗堰築造前後の長良川と揖斐川筋との洪水頻度を比較してみると、宝暦以前の百年間の両川の洪水頻度は共に変わらず平均五年に一回の割合であるが、以降のそれは揖斐川筋が若干減少するのに対し、長良川筋は二年に一回の比率という激増は洗堰築造による一影響と考えざるを得ない。

(イ) 障、益村々論争

この洗堰の築造により従来の益村々であった洗堰より上流部の長良川筋の村々は転じて障り村々となり、一方障り村々であった揖斐川筋の村々は障村転じて益村となり、各々の立場が逆転することになり、ここに洗堰をめぐる対立抗争する。即ち揖斐川筋の益村にとっては洗堰の堰高はより高くあって欲しいのに対し、障り村々は洗堰はより低く

あつてほしいのみならず、取払つてほしいという、相反する利害関係が生ずる。このような水論が輪中特有の精神構造——輪中根性——を醸成する風土となるのである。

両者の洗堰をめぐる水論は天明三年に揖斐川筋の益村にあたる福束・多芸・高須の各輪中が洗堰の嵩上げを笠松堤方役所に願出るや、愈々激しい論争となつていく。先づ天明四年(一七八四)には墨俣・森部・中村・大明神の障り村々の各輪中は連合して洗堰の取払いを次のごとく難願している「薩州様御手伝御普請之節長良川通り大樽川口に而喰違堤洗堰御普請被為仰付候以後当村は水落悪敷相成水損相増一統及困窮難儀迷惑仕候付 右洗堰御取払被下置候様御願申上度旨村々百姓一統相歎き申候に付村役人の者共折々寄合相談仕候……右洗堰の儀前件申上候通宝曆年中薩州様御手伝御普請被為御付出来仕候処水下村々より無忘慢修覆等被致丈夫に相成剩喰違堰に御座候処築留べ切に被致候に付長良川の出水弥増水量高く相成川上の村々度々御堤防切入諸作皆無仕候て御年貢上納も差支勿論村々多く百姓必死と困窮仕難儀至極仕候処此上御普請等被為仰付候ては猶水損相増当村々の儀亡所相成候段眼前に奉存候依之恐多御願に御座候得共今般御普請の儀者御差留め被下置是迄水下村々より修覆被致候分御取払被為仰付最初通喰違堰に被仰付被下置候様幾重にも奉願上候……」^①。この他美濃郡代笠松陣屋堤方役所^②の文書による代表的なものだけでも次のごとき願出書をみることができる。

- (a) 足近輪中他より大樽川洗堰之儀、宝曆度有形通三合目余之分御払願 (天明四年) (i) 障村より洗堰御取払方再願 (天明四年)
- (b) 長良川通大籤村地内大樽川口洗堰取払願ニ付見分野帳 (天明五年) (ii) 中島羽栗厚見三郡之内四拾八ヶ村より取払願 (天明五年)
- (c) 安八郡之内拾九ヶ村より寛延四年喰違堰ニ差戻願 (天明五年) (iii) 境川附村々大樽川締切出来後堤切入書上 (天明五年)
- (d) 逆川附村々締切出来後堤切入書上 (天明五年) (iv) 濃州安八郡大籤村地内大樽川洗堰取払願之儀、吟味仕候趣申上候書付 (天明六年)
- (e) 大樽川洗堰差障八拾七ヶ村願書 (締切出来後前ニ拾年取箇増減 締切出来後御堤切入度数書上) (天明七年)

このような障村々の洗堰取払いの歎願に対し、益村々は次のような差置願を差出しており、両者の論争を窺い知ることが出来る。

(a)伊尾川附多芸今村古宮三ヶ輪中より洗堰差置願(天明五年) (b)高須領村々より洗堰差置願(天明五年)
 (c)本阿弥日原金廻太田七郷各輪中より洗堰差置願(天明五年) (d)高須輪中之内石河伊賀守領知四ヶ村より洗堰差置願(天明五年) (e)高須輪中之内尾領村々より洗堰差置願(天明五年)。(写真1参照)

以上述べたように洗堰築造以降、その堰をめぐり輪中群と輪中群、いうならば益村々と障村々とが対立抗争するが、一方長良川の常水位が上昇したた各め支派川に逆流現象が生じ、水害被害が増大してきたため新しく水除堤の輪中堤を築立てる必要にせまられる村々―新輪中―が既成の旧輪中と対立抗争する例を挙げ、一洗堰の築造が上流部の

地域にどのような災害をもたらし、そしてその水論をめぐり如何なる抗争を展開するかを述べてみよう。

(四)畑繫論争と松枝輪中の成立

羽島市西小熊近傍にて長良川左岸に流入する境川は、旧木曾川の流路として知られている。その境川の中流部にある松枝輪中は江戸時代の天明年間までは宗全囲堤の輪中堤―懸廻堤―ではなく上流部よりの溢水のみを防

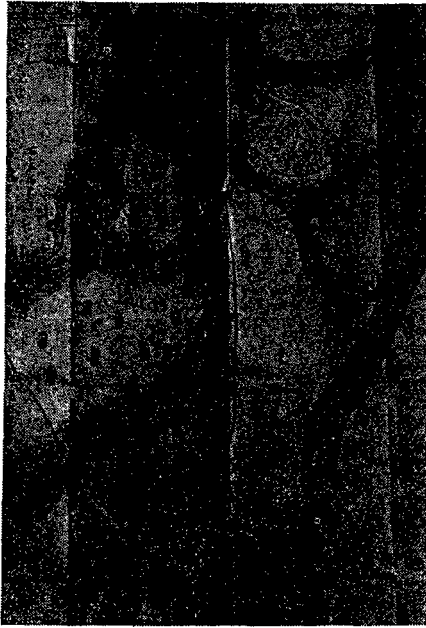


写真1 洗堰益村障村色分絵図

天明年間 岐阜県立図書館蔵

禦するための水除堤のみもつ尻無堤（馬蹄形輪中、不完全輪中）であった。

それが洗堰築造以降、長良川の常水位が上昇したため境川の水行が悪くなったのみならず、長良川出水時には逆水が境川上流部の笠松附近にまでおよぶようになり、ここ松枝輪中も無堤地より逆水が流入し湛水災害が生じ、年々水腐場となり被害が増大してきたため、新たにその無堤地に逆水防禦の水除堤・境川受堤を築立るべく明和四年（一七六七）次のように願出る。

右村々境ニ御座候境川通之儀出水毎ニ田畑之押上夏作秋作共年々水下に相成作方損毛仕居村迄も水押上候付百姓甚困窮仕候
右川通上下村々共川除堤等丈夫御座候処右村々の儀右川通御堤無御座候付本田場ニ御座候得共出水毎御田地之水押上田畑共年々
流作相成候付御百姓必死と困窮仕甚難儀至極ニ奉存候 乍恐右之段御勘弁被下置御見分之上 右川通御堤掛廻之小堤被為仰付被
下置候様奉願上候……(9)

明和四年亥六月。

この新規逆水除堤築立の願出は既成の旧輪中、具体的には障村々、加納輪中の反対のため吟味差止めとなるのである。運命共同体ともいべき輪中は周辺の輪中とは全く利害が相反するため対立抗争する場合が多い。とくに既成の輪中にとっては新らたに周辺に輪中が開発されることは、遊水池の機能を有する土地空間が縮小され、河川の常水位を上昇させ洪水多発の要因となるため、水論をめぐる激しく永い灰色の抗争史の上、新輪中が成立する場合が多い(10)。

ここ松枝輪中にも同様な抗争をみることができ、吟味差止めとなって十数年後、度重なる水害に住民は遂に耐えかねて無願工事を強行することとなる。即ち天明三年（一七八三）柳津・舟原・北宿三ヶ村の無堤地に逆水水除堤を築立るが、再び加納領一六ヶ村の障り村々、加納輪中の強い反対にあう。この論争に対し、松枝輪中では新規水除堤で

はなく高畑と高畑との間にある水田を埋立て畑にしたにすぎないと強く主張する。新規に水除堤を築立るのに既成の周辺の輪中が反対する抗争に際し、新しい小輪中が新規小除堤ではなく、重田にすぎない、或いは高畑をつないだのだという論争は他の輪中にもみられる論争であった(11)。また水除堤築立に高畑を利用したことは輪中堤の形成が自然堤防を利用して築立たことをも実証している。

天明三年の無願工事は障り村々の加納輪中との間に「畑繫はつなぎ」論争を繰り返すが、結果的には見分取払いとなった上、四人の牢犠牲者までだすにいたる。しかしそれでもなお文化二年(一八〇五)再び無願工事を断乎強行するのである。ここに輪中の人々の水に対する血涙の悲願をみることが出来る。勿論この新規水除堤も対岸の障り村々、加納輪中の笠松堤方役所への訴出により見分取払いを命ぜられるが、柳津の人々は畑繫堤にすぎないと主張し、直ちに取払うことなく再度築立願を出し、次のような悲痛な訴えをしている。

長良川通追々川底高ク相成 大樽川メ切以来出水之度毎ニ 私共村々え逆水盛上 年々田畑水損仕 就中加納輪中堤御定尺通
より自普請にて大造ニ被築立候ニ付 柳津 北宿 北船原三郷村々え水刳当テ 田畑損毛所多……亡所ハ勿論 銘々家居迄逆水
深盛上 節々ニ階住居仕 高地之場所へも難逃去 乍居溺死当然ニテ 何共歎數奉存候間……御哀憐御厚情以 右願之通 逆水
除御普請被成下置候……(12)と。

このような水論のさなかに酒井七右衛門が川並奉行兼北方代官に任ぜられることにより松枝輪中と加納輪中との対立抗争に終止符をうつ時がくる。酒井代官は堤方役所と障り村との間にたち慎重かつ献身的な態度により取贖人を入れ、七年目の文化八年(一八一)に双方熟談和解し、松枝輪中がようやく成立するのである。酒井代官は七三歳でその生涯を任所で終えるが、人々は松枝輪中・畑繫堤の恩人として遺骨を乞い門間(羽島市門間)の慈眼寺を墓所とし、また明治三十一年、畑繫堤上に畑繫太神宮を建立奉祀し、今も羽島高校柳津分校横に輪中奉幣社としてある(写

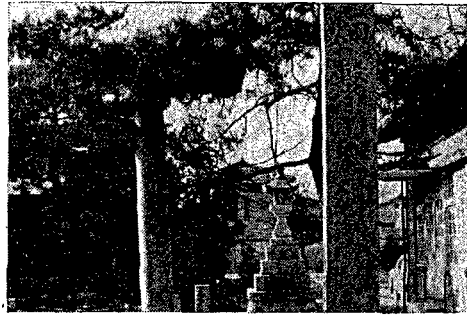


写真2 畑繁太神宮

—畑繁論争のあった堤上に酒井代官を奉祀した神社— (昭50.2 伊藤安男撮影)

真2参照)。しかし当時の畑繁堤もその後の河川改修工事により姿をかえ、わずかに所々残る竹林の防水林が当時をしのぼせている。なお酒井代官の人となりについて次の語を引用してこの項を終りたい。「天の物を愛するや一視同仁、独り加納領の民のみ天下の民にしてその他は天下の民に非ざるの理なし」(13)。

△松枝輪中成立の経緯▽

- (一) 明和四年(一七六七) 逆水水除堤築立願↑↓障り村々(吟味差止)
- (二) 天明三年(一七八三) 逆水水除堤無願築立↑↓障り村々(見分取払)
- △入獄犠牲者▽
- (三) 文化二年(一八〇五) 逆水水除堤無願築立↑↓障り村々
 北方代官酒井七右衛門↑再度築立願↑(見分取払)
- (四) 文化八年(一八一二) △松枝輪中成立▽「畑繁太神宮」に酒井代官を奉祀
(明治三十一年)

(イ) 島輪中の成立と定杭論争

洗堰の築造以降、長良川の水位が上昇した結果、支派川の境川上流部にまで水害が生ずるようになり、新たに逆水水除堤築立の必要にせまられ、周辺輪中との対立抗争の上ようやく松枝輪中が成立するが、長良川本流ではどの流域まで洗堰の影響があったのであろうか、その影響を示唆するものに島輪中の成立がある。

長良川と伊自良川の合流点にある島輪中は則武輪中とともに輪中地域の最北部に分布する輪中である。この島輪中は前述の松枝輪中と同様に上流部よりの氾濫水から防禦するための水除堤のみを有する尻無堤であった。輪中堤

(Ring Levee) の成立過程をみると、初期の段階では上流部に対してのみの尻無堤すずりづての築捨つくすてであり、その後には下流部よりの逆水堤、或いは潮除堤を築立て囲堤型態の懸廻堤、即ち輪中堤が形成されていく。しかし、扇状地形に立地するものや、輪中地域の^{上流部}に立地する輪中は比較的遅くまで尻無堤の段階にあったものが多い、例えば牧田川流域の輪中地域最西端に立地する大墳輪中おほふねのごときは大正の河川改修工事まで不完全な輪中であつた¹⁴。また木曾三川の輪中地域以外の洪水常習地域にみられる輪中堤にもこの傾向がある。三重県柳田川の河間にある松名瀬の中村部落及び紀ノ川の中洲部落は現在完全囲堤の輪中堤によって防禦されているが、前者は昭和の改修工事、後者は大正のそれまで尻無堤の段階にあつたのである¹⁵。

島輪中の場合も江戸時代の天保年間までは下流部の伊自良川と長良川の合流する且島・中島・北島・西島・菅生の村々は無堤地であつた、しかし下流部の無堤地より次第に逆水が浸水するようになり、遂に天保元年十月(一八三〇)新規に水除堤を築立るが対岸の黒野・木田・尻毛・又丸などの十三ヶ村が無願工事であると障りを申立、結局翌二年二月に見分取払を仰せ付けられる。が再び翌三月に無願工事を強行したので訴訟となり、結果利害のまったくない輪中地域以外の各務郡前野村の庄屋などを取贖人として熟談和解するが、その和解の条件となるのが定杭約定と次の項で述べる納得金約定である。

すでに述べたように新しい輪中を開発しようとする場合、既成輪中に対し新成輪中の村々は一種の経済的補償ともいふべき納得金約定として納得金を差出し熟談和解する例が多い、しかしその後も新成輪中の水除堤の堤高をめぐる紛争が続く。それは高位部(上郷)或いは対岸の輪中にとっては低位部にある輪中の水除堤の堤高は、より低くあつてほしいのに対し低位部の輪中は水防上、堤高はより高く強固であつてほしい。この相反する利害から両者の間に

堤高をめぐる、ひそかに嵩上げ、削下げが行なわれ紛争が絶え間なかった。そこで和解妥協調停策として両者立会のもとに堤高を定め、その約定基準高を計測する物証として「定杭^{じやうこう}」を打建てる定杭約定の慣行がある⁽¹⁶⁾。

島輪中の場合も次のような約定を双方の間に取交わしている。

一、今般新規築立候分へ、百間目ニ檜五寸角一本宛定杭打置可申候、右定杭畑面ヨリ寸尺記シ置、……但定杭之義五ヶ年目、訴答立合打替可申事、一、毎年三月中取變人立会定杭見廻り相改、其訴訟方為惣代人罷出可申事……定杭寛 且島村地内北ヨリ 壹番、畑面ヨリ 高一尺一寸、 貳番 同 高三尺七寸 菅生村地内 拾八番 同 高三尺 右之通定杭寸尺立会相改相違無御座候、

天保二卯年十一月(17)。

この文書によると、島輪中の定杭形式は堤横に堤高と同じ高さの定杭を打建てるものを、約一八〇米間隔にて十八本を打、五年回毎に打替、また毎年三月には双方立合いのもとに見廻っている。しかし、このように定杭約定がなされても、なおその堤高をめぐる論争は断えることがなかった。

(二) 中須輪中の成立と納得金約定

長良川と揖斐川の河間にある森部輪中群の小輪中、北今ヶ淵・大明神・中須の各輪中も宝暦年間までは懸廻堤の囲堤型態をもたない築捨の段階、即ち馬蹄型輪中であつた。しかし洗堰以降この小輪中群も長良川の水位上昇により出水時には網流小河川、中須川の溢流により次第に完全囲堤の水除堤築立の必要にせまられる。

そのため中須輪中では文化年間頃より道普請或いは重畑の名目のもとに南部の空白部に水除堤を築立て囲堤としたが、隣接する森部輪中及び北今ヶ淵村・大明神村などが障りありとして水論をめぐる抗争する。

この論争の熟談和解策として納得金約定がなされている。納得金は一種の経済的補償であり、新規に水除堤を築立

てる村々は相手方の障り村々に堤防丈夫附とか、樋門改修費とかの名目で支払うものであり(18)、宝曆以降成立する輪中の多くは納得金約定とともに前述の定杭約定という制約された条件下に開発成立している。

中須輪中と周辺の障り村々との論争は四十数年経過した安政年間によりやく和解したことが次の文書により知ることができるとができる。

熟談和融一札之事 大垣御預所安八郡中須村ノ儀……川除御堤南ノ方ハ自普請所ノ儀ハ尾州御領森部輪中ヨリ先年差障リ中須村勝手儘ニ普請不相成候場所ニ有之右ニ付去ル未年各方御立入御挨拶有之悪水路江通り儀ニ付大野村ヨリ先年故障出来入一件事済ト相成……中須村自普請所高低亦ハ丈夫不丈夫之訳ニテ森部輪中御堤並ニ外畑等江差障候儀ニハ無之……今般熟談之上中須村自普請所同所南堤ニ如何体普請出来候共森部輪中村々始メ北今ヶ淵大明神中村ニ於テ聊故障リ之儀無之候間中須村南ノ方自普請堤東西三百三十間ノ場所差障無之段川方御役所ニ一同ヨリ御届可奉申上候 為後証双方連印之熟談和融之一札如件 安政七年三月。

そして障り村々の請取証によると

納得金請取証 一 金參拾両也 右者森部輪中並大明神村北今ヶ淵ヨリ中須村一村輪堤通修覆ニ付氣前行違差繰候処別紙済口本証文之通今後惣方融合熟談事済仕則書面之納得金不残礎ニ請取申候 以上

とある(19)。

また前述の島輪中でも納得金約定と定杭約定とがなされている。即ち

一 当三月中築立候分ハ早々元形ニ取除可申管之処 相手村々打続水難ニテ村相続ニモ可拘難洩故 障り村々江勘弁筋相頼 訴訟方村々迎モ同様難洩之処 今般小土手出来候上ハ難洩弥増相成候ニ付 畢竟水難凌方普請モ御願申度候ニ付其手当取贖之趣意トシテ金百五拾両 相手五ヶ村ヨリ障り村々江為差出 当三月中築立候分ハ其儘ニ差置ク管勘弁イタシ 然ル上ハ未奉上置等ハ勿論勝手ケ間敷義ハ決テ仕間敷事(20)。

と新規水除堤はそのまま差置く代り、障り村々にあたる対岸の伊自良川右岸堤の堤防丈夫附即ち堤防補強費として百五十両を島輪中の且島・中島・北島・西島・菅生の五ヶ村が差出すことによつて和解している。

(四) 桑原輪中三ツ分御普請と江代米

大樽川洗堰築造以降の長良川の水位上昇は長良川本川の上流部はいうまでもなく支派川にまで大きな影響を与え、多くの輪中が周辺輪中と抗争を展開しつつ開発されていった過程は既に述べたが、またこの水位の上昇は流域輪中の自然排水に大きな阻害となつていた。この例を二、三の輪中について述べたい。

桑原輪中は大樽川洗堰の対岸にあたり、東に木曾川、西に長良川の河間にある大きな輪中である。この輪中にとつては洗堰による水位の上昇は最も大きな影響をうけることになり、すでに宝曆以前の寛延四年(一七五二)の喰違洗堰築造によつてすら水位上昇により排水樋門が開らなくなり内水氾濫による湛水災害が生じ亡所田がでる状態であり、この上締切洗堰となつてはと、再三懇願している。例えば

濃州長良川通大簀村と勝村之間四年以前新規自普請喰違堰被仰付候而悉当輪中ニ相障申候処ニ此度西輪中よりメ切之御願被致候ニ付御見分被遊右メ切に相成候而は当輪中之儀は喰違堰ニ而さへ大分之相障ニ罷成候処ニ猶又メ切被仰付候はば私共村々百姓退転之基ニ罷成難儀至極ニ奉存候何卒右二筋等分ニ相分候様ニ御慈悲之御勘弁を以て被為仰付被下置候様奉願上候……宝曆四年戊六月」と、また「濃州沓国之大河長良川之儀大簀町前ニ而二筋ニ別れ流水致来候処去ル午年新規自普請ニ長良川喰違堰相願候ニ付右普請出来仕候而者横江川常水夥敷盛上ケ埃戸開不仕内溜水附湛御田地亡所同様ニ相成候儀眼前之難儀敷敷奉存度々御江戸表迄右之趣御訴詔申上候処流水等分ニ相別し候自普請之由先達而被仰渡候場所之由御奉行様ニ而も被聞候然共去年修覆仕候ニ付五月より七月中旬迄五拾三日之内埃戸開不仕田知皆水損仕候違堰ニ出来仕候而さへ右体ニ難儀仕候ニ一向メ切ニ相成候而は御田地ハ永ク亡所ニ相成御百姓住居も決而不相成村退転仕儀無際限難儀目前之儀重々迷惑至極ニ奉存候 宝曆四年戊六月(21)。

と現状を訴出。そして万一大樽川を締切洗堰にする場合には桑原輪中の悪水落(排水路)を三分して新しく埃樋を増

設して欲しい、所謂桑原輪中三ツ分普請を次のように願出ている。

万一大樽川御メ切にも相成候得は私共輪中之儀は亡所仕候程之難儀ニ罷成候ニ付御普請御願之趣左に申立候 一 竹ヶ鼻浅
 平村本郷村舟橋村平方村悪水は江吉良村より堀津村郷境ニ小堤を築平方村ニ以樋を伏込長良川江落シ候様に奉願上候 一 沖
 村中村長間村江吉良村堀津村一色村右六ヶ村悪水は堀津村ニ増以壹艘被付浦池以所迄築廻相成ケケ村限ニ小堤を築小樋を伏込悪
 水落候様ニ奉願上候 一、午北新田石田村八神村東方村一ノ枝村城屋敷村右六ヶ村之悪水は午北新田より東方村ニ小堤を築浦
 池ニ増以壹艘被付候而大須村以所迄築廻相成落候様ニ奉願上候 右之通メ切大益ニ相成申候而喰違樋御メ切ニも被仰付候御
 儀ニ御座候ハハ輪中三ツ分ニ被成悪水落候様ニ奉願上候……宝曆四年戊七月沖村 中村 長間村 江吉良村 堀津村 午北新田
 石田村 八神村 市ノ枝村 東方村。

この願出を吟味の上、前記の障り村々へは江代米を交付して悪水路を堀下げ、小藪村へは江漬代米を支給、かつ堀
 上田普請施行を申渡してこれに同意させて、洗堰築造を施行したのである。一方洗堰築造により利益をうける揖斐川
 筋の百十八ヶ村の益村々は、桑原輪中の障り村々に対し江代米・江漬米という一種の経済的補償として年々二百七十
 七石余を上納することとなる⁽²²⁾。そして桑原輪中を上・中・下の三に組分割して水量に応じて水路を分け以樋を各
 別にする桑原輪中三ツ分御普請は明和五年（一七六八）着手されるのである。

このような長良川の水位上昇にともなう排水低下による内水氾濫の例はまた森部輪中にもみることができ。即ち
 洗堰以降悪水落が悪くなり、湛水災害が生ずるようになったので明和三年（一七六六）大樽川より南へ悪水落口を江
 下げする工事を願出るが許されなかつた。次いで天明元年（一七八一）、同二年・同三年と重ねて願出、翌四年（一
 七八四）ようやく許可され「江下げ」が完成する⁽²³⁾。

四ま とめ

わが国の治水史上有名な宝曆治水は御手伝普請という苛酷な条件下に薩摩藩士らがなしとげた偉業であった。しかし治水という面から客観的にみた場合、さまざまなマイナス面をもつ不調和なものであった、人間による自然改変が多様な形態でもって我々人間生活に大きな影響を与えるのは、ひとり現代のプロジェクトのみならず、歴史的にもみられ事例として宝曆治水をとり上げてみた。

以上あげた輪中以外にも洗堰以降、水災が多発し周辺輪中と水論をめぐる対立抗争するものに五六輪中群があるが、この輪中の水論については紙数の関係上別の機会に発表したい。

この小論が調和あるプロジェクトはいかにあるべきかという問題に若干でも資すれば幸いである。

なおこの稿をかりて、いつもご親切に史料のご指導を頂いた岐阜県立図書館の村瀬円良さん及び大垣市立図書館古文書整理室の中西忠敬さんに深甚なる謝意を表したい。

註

(1) 延享三年(一七四六)正月に高須輪中内四十ヶ村の庄屋が連署して、次の如く三川分流を歎願している。

………一、右申上候通、只今迄之通にては御百姓相統も難仕迷惑至極奉存候儀御座候故、水落之義は段々相談仕相考申候処
木曾川の常水段々高ク成、伊尾川之水是レ被押支 其上桑名川走理水行悉差支申候故にて御座候へば、木曾川伊尾川を海口
迄分通し、海へ流入候様ニ被為仰付被下置………

(2) 森義一編(一九五三)「岐阜県治水史」(下) 岐阜県 八九五頁

(3) 同(上) 四六五頁

(4) 同 (上) 六四六頁

(5) 濃州・勢州・尾州三之手御普請所之内大樽川御普請、洗堰ニ仕立候儀申上候書付

一、大樽川御普請之儀、切本堤ニ仕候歟 又ハ洗堰ニ仕立候歟 両様之内御普請取懸リ 水行次第相決 可奉伺旨 去戌八月十六日申上置候処、切本堤ニ仕候テハ 長良川通村々水当強相成候ニ付 差障リ候村々多洗堰ニ仕度旨村々願出候ニ付……一同評議仕候処、切本堤ニ仕候テハ大水之節持汰も無寬束其上長良川通村々堤へ水当も強ク、堤切所等も出来可申哉ニ付洗堰之方ニ仕立可然旨 何レモ評議決着仕候段、申越候ニ付猶又得ト相考候処 大樽川百間余之川幅ニ御座候処、切本堤ニ築立候テハ 大水之節持汰之程難計御座候間 大水之節ハ切之上ヨ水越候様ニ洗堰ニ仕可然奉存候 依之奉伺候以上 (笠松郡代文書)

(6) 伊藤安男 (一九七五) 「輪中の水論をめぐる慣行」 (3) 美濃民俗九六号、七一三頁

(7) 林周教 (一九五六) 「墨俣町史」墨俣町 二六一頁

林周教 (一九五五) 「名森村史」名森村 二二二頁

(8) 美濃郡代笠松陣屋堤方役所の文書は現在岐阜県立図書館に所蔵されており、次の目録が刊行されている。岐阜県立図書館郷土資料目録第二集 美濃郡代笠松陣屋堤方役所文書 (一九六三年刊)

(9) 柳津町 (一九七二) 「柳津町史」(柳津編) 二一〇頁

(10) 伊藤安男 (一九七三) 「輪中内における新しい集落立地―遊水池開発の例―」

日本地理学会予稿集 四、二二五頁

伊藤安男 (一九七三) 「小輪中の開発とそれをめぐる周辺輪中との対立」 人文地理二五の四

伊藤安男 (一九七三) 「輪中開発をめぐる問題点」 郷土研究岐阜 二

(11) 十六輪中及び中須輪中の開発にともなう周辺輪中との論争にみられる。

(12) 柳津町 (一九七二) 「柳津町史」(柳津編) 二一〇頁

(13) 松枝輪中守護神畑繁太神宮由緒書

(14) 伊藤安男・西田彦一 (一九七四) 「輪中社会構成の変容―大墳輪中の場合―」一九七四年、人文地理学会研究発表要旨 一八頁

(15) 伊藤安男 (一九七五) 「日本各地の低湿地集落―防水建築よりのアプローチ―」日本地理学会予稿集・八 一五三頁

- (16) 伊藤安男(一九七五)「輪中開発をめぐる諸問題(2)―定抗約定を中心に―」岐阜地理一四号 一〇七頁
- (17) 森義一編(一九五三)「岐阜県治水史」(上) 岐阜県 九〇五頁
- (18) 伊藤安男(一九七五)「輪中の水論をめぐる慣行」(1) 美濃民俗九四号 六九五頁
- (19) 中沢弁次郎(一九三六)「輪中集落地誌」日本農村問題研究所 一三三頁
- (20) 森義一編(一九五三)「岐阜県治水史」(上) 岐阜県 九〇五頁
- (21) 羽島市(一九六六)「羽島市史」第二卷 羽島市 六九五頁
- (22) 羽島市(一九六六)「羽島市史」第二卷 羽島市 七〇七頁
- (23) 林周教(一九五五)「名森村史」名森村 一七一頁